

令和5年度第3回小牧市都市景観審議会議事録

1 開催日時

令和6年2月19日（月）10時00分から11時45分

2 開催場所

小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
木村 哲也	小牧市議会副議長
大野 公大	小牧青年会議所
松浦 孝憲	小牧商工会議所
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
倉知日出美	小牧市女性の会
笹原 浩史	小牧市市長公室長

4 欠席委員（名簿順）

高原 元助	愛知建築士会春日井支部
八木 裕介	小牧市観光協会

5 事務局

堀場 武	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任

6 傍聴者

1名

7 会議内容

1 議事録署名者の選任

2 議題

（1）小牧市景観計画の策定について

- ・計画の骨子（案）について
- ・行為の制限に関する事項（案）について
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（案）について

3 その他

【事務局（馬庭係長）】

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、小牧市都市景観審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。ただいまより令和5年度第3回小牧市都市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は8名であります。したがって、小牧市都市景観条例施行規則第13条第2項により、本会議は成立いたしております。

また、小牧市都市景観審議会運営規程第5条第1項により、本日の会議は公開とさせていただきます。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部次長の堀場よりご挨拶を申し上げます。

【事務局（堀場次長）】

皆様、改めまして、おはようございます。

都市政策部次長の堀場でございます。本来であれば、都市政策部長の鶴飼よりご挨拶を申し上げるところであります。急遽他の公務が入りましたので、本日欠席させていただきます。私よりご挨拶申し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また足元が悪い中、本年度第3回となります小牧市都市景観審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

当審議会は、小牧市都市景観審議会条例第1条に基づき、良好な都市景観の形成に関し必要な事項を定めるところにより小牧市を魅力ある美しいまちとすることを目的に設置いたしております。委員の皆様には貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の審議会では、小牧市景観計画の策定についてを議題とし、計画の骨子（案）や景観法に基づいた行為の制限についての内容、景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針（案）をお示いたします。

委員の皆様におかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、瀬口会長よりご挨拶をいただきます。

【瀬口会長】

おはようございます。

国道41号線の6車線化というのが、北のほうに行く接続部分が供用開始になるということで、小牧市の交通の利便性が、東西南北非常に促進される段階になったと思います。

それから、今年度中に小牧ハイウェイオアシスができるということで、刈谷のハイウェイオアシスをみて、年間700万人は想定しているそうです。刈谷のほうは800万ですけども、どうなるでしょうか。雇用効果としては900人という報告が出ております。

小牧市も、歴史的な土地でありますけれども、新しい要素も持っており、本日議論をいただきます景観の計画が非常に大切になってくるかと思っておりますので、皆様方の活発なご意見を賜りたい

と思います。

簡単であります、挨拶に代えさせていただきます。

【事務局（馬庭係長）】

ありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、議事日程の下段に記載のとおり、資料1「小牧市景観計画骨子（案）」、資料2「行為の制限に関する事項（案）」、資料3「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（案）」、参考資料として、「小牧市都市景観審議会委員名簿及び事務局名簿」、「景観資源一覧」、「伊能大図彩色図」、「小牧の旧道ガイドマップ」を配付させていただいております。

不足している資料等ございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。

ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、瀬口会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【瀬口会長】

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

まず、日程第1の議事録署名者の選任でございます。

小牧市都市景観審議会運営規程第7条第1項に基づき、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者に、松浦孝憲委員、中嶋隆委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、日程第2の議題であります。

小牧市景観計画の策定について、まず、計画の骨子（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

着座にて失礼いたします。

それでは、小牧市景観計画の策定について説明させていただきます。

まず、計画の骨子（案）についてです。

資料1をお願いいたします。

新しく策定する計画の概要をまとめたものになります。

資料左上から、第1章として計画の理念・テーマであります。

この理念とテーマは、現在の都市景観基本計画の考えを踏襲しつつ、今年度実施いたしました市民アンケートの結果や本審議会で上がったキーワードなどを踏まえて、事務局で設定しております。

計画全体の理念は「人と緑と歴史をつなぐ魅力あふれる小牧の創造」とし、テーマとして、「小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む」、「地域の特性にあった景観を守り、育

む」、「愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む」、「緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む」、「市民」「事業者」「行政」が協働して景観を守り、育む」という5つを挙げております。案として設定したものですので、後ほどご意見をいただければと思います。

次に、第2章といたしまして、計画の対象区域であります、市の全域にわたり多様な景観が見られ、これらの景観を守り育むことで良好な景観を形成するため、市全域を対象区域としております。

次に、第3章といたしまして、良好な景観の形成に関する方針についてであります。

前回の会議でお示した取組みの方向性をもとに、資料上から順に、地域ごとの景観、軸としての景観、特徴あるエリアごとの景観について方針を定めることとしております。

地域ごとの景観といたしましては、多様な景観を持つ本市の景観特性により、住宅地区、工業地区、田園地区、東部丘陵地区の4つにゾーニングし、景観形成の方針を定めております。

次に、軸についてであります、骨格や縁取りとしての景観要素を軸として捉え、道路軸、鉄道軸、河川軸、そして歴史軸として示します。

なお、前回の審議会での意見を踏まえ、歴史軸を新たに追加しております。この歴史軸につきましては、本日参考資料として配付したパンフレットにある、小牧に残る旧道を目安に落とし込んでおります。

最後に、特徴あるエリアとして、小牧山と中心市街地についての方針を定めます。

ここで、資料2ページをお願いいたします。

景観区域図になります。

ただいま説明しました地域、軸、エリアを地図上に示したものになります。

資料1ページにお戻りいただきたいと思っております。

右上の第4章、行為の制限に関する事項についてであります。

景観法では、景観区域内で建築物を建てたり開発行為などを行ったりする場合は、原則、事前に届出が必要であります。また、市は届出の対象となる行為について整備基準を設けることとなっております。

なお、この行為の制限に関する事項の詳細については、後ほど改めてご説明させていただきます。

次に、第5章といたしまして、景観上重要な要素となる建造物及び樹木を指定するための景観重要建造物及び樹木の指定の方針について、第6章は、屋外広告物に関する景観形成方針について、第7章は、景観上重要な公共施設の整備に関する事項、第8章は、計画の推進方針を示します。

なお、第5章の景観重要建造物及び樹木の指定の方針は、景観法で計画に定めることが必須となっております。第6章以降は定めることができる内容となっております。

以上、計画の骨子（案）についての説明とさせていただきます。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様方からご意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

前回のご意見を踏まえて歴史軸を入れていただいて、今日はその資料が3つ、旧街道の資料があるという報告がありました。

【木村委員】

歴史軸が1つの軸として採用され、なおかつ、上街道、きよすみち、そしてうつつみちという、小牧市を本当に背骨のように通ってくれる筋ができて、これはこれで本当によかったなと感心しております。また、美しくまとめられていて。

また、道路軸についてですが、春日井犬山線ですとか一宮春日井線ですとか、あとはハイウェイオアシスのほうに絡むものですね、こちらは道路の理想像ということで理解をいたしております。

景観という部分でいけば、本当に市全体を、こうあってほしいというまず目指すべき目標がしっかりとするというので、こういったまとめ方は美しいのではないかなと思いました。ありがとうございます。

【瀬口会長】

今木村委員からおっしゃっていただいた道路の表記ですが、これは理想だということですが、現在供用されているものと、それから計画段階のものと別の表記にしたほうがいいのではないかと思います。

例えば、この計画が10年なら10年と期間があるわけだから、その間にここができていて、できていない、できそうだというようなことをこの資料で見て分かるほうが市民も理解しやすいかなと思ひまして、道路の表記を考慮したらどうでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

確かに、未整備区間も含めた都市計画道路とか幹線道路という形での表記になっておりますので、まだ計画段階といったところは破線などにして、分かりやすく表記していきたいと思ひます。

【瀬口会長】

お願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。

【木村委員】

もう一点私からすみません。

歴史軸の道路に関して、伊能大図彩色図を参考資料として出させていただきました。

私がナゴヤドームで、今はバンデリンドームといいましたね、見た覚えがあるのは、ここまで色のついたものではなく、今枝何がしという、そこにお住まいの方のお名前もあったかと思ひますが、こうやって実際に伊能大図の彩色図という形で見させていただいて、久保一色村ですとか、この辺がまだ丹羽郡だったころの表記かなというの、感心させていただいております。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

伊能大図彩色図、資料としてありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。

皆様方から一言ずつご意見を伺ってよろしいですか。

では、松浦委員からお願いします。

【松浦委員】

全体像としてはこのような感じなのかなというふうに思っております。内部の細かな部分について後ほど説明があるとのことですので、そこで意見を出させていただこうと思います。

全体像はとていいまとめ方だと思っております。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

では、中嶋委員、お願いします。

【中嶋委員】

私もまとめ方としては、大変分かりやすくいいのではないかと思います。歴史軸が中に入って面白いなと思いました。

上街道については、かなり公的な道路ではっきりして良いと思います。きよすみち、うつつみちというのはなかなか難しいところがあるとは思いますが、でもこれも入れておいた方がいいかなと感じました。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

上街道、資料には振り仮名を振ってありませんでしたね。皆様当たり前だという感じですけども、知らない方はいますか。大体皆さん、ずっと読めるものですか。

倉知委員、これはもう大体常識でしょうか、「うわかいどう」。

【倉知委員】

そうだと思いますが、今は難しい読み方というのか、昔から普通に思われていることが普通ではなくなってきたので、ルビがあるというのはとても分かりやすいのかなとは思っています。

【瀬口会長】

ありがとうございます。では、読みにくい言葉は振り仮名を振っていただくようお願いいたします。それでは、市の委員になりますが笹原委員、お願いします。

【笹原委員】

特に意見はありませんが、ルビは打っておいたほうが良いと感じました。市民だけが見るわけではないし、新しい市民の方もみえると思いますので、ほかの部分も含めてですが正しい読み方は振っておいたほうが良いと思いました。

【瀬口会長】

ありがとうございました。
それでは、大野委員、お願いします。

【大野委員】

皆さんと同様に、資料は非常に見やすくまとめられていると感じました。
1つ質問ですが、最初の第1章の計画の理念・テーマのところ、テーマの2つ目の「地域の特性にあった景観」というのがどういった感じが分からなかったの、何か例があれば教えてもらえたらと思います。

【事務局（丹羽課長）】

「地域特性にあった景観」ということですが、第3章の部分で、まとまりある地域ごとの景観として4つに分類しております。住宅エリア、工業、小牧市は工業都市ということで工業地の景観ですね、また、田園もかなり残っている部分もあります。東部丘陵地区に関しましては、まとまった緑と自然が残るエリアでもありますので、そういった地域の特性に合わせた景観を今後守っていくとともに、よくしていこうということを主にテーマを設定しています。

【大野委員】

分かりました。ありがとうございます。

【瀬口会長】

今の説明ですと、例えば、住宅地だったら住宅地の土地の用途ですね、工業地帯だったら工場がたくさんあるというのが地域特性の一つであると。

歴史的なものからいえば、それぞれの地域で歴史が異なり、それも地域の特性の一つ。

それから、植物ですね。植物も、大きく見れば地域の特性の一つと言える場合があります。

それは小牧市の植生。小牧市を細かく見るのではなくて、全体を見ると北海道の植生と違うでしょう、東南アジアの植生と違うでしょうと。ですので、そういう植物をたくさん植えるというのは、特別な理由がない限りやめたほうが良いということもあるかと思います。

ですので、地域特性というのはかなり大きい意味に捉えられるので、本文のところ、分かりやすい説明をしていただくといいと思います。

この資料は表にまとめてあるだけですが、実際は冊子になるわけですので、今のご意見を取り入れたらいいかなと思いますのでよろしく願いいたします。

【木村委員】

今のお話ですと、テーマ2個目の「地域の特性にあった景観を守り、育む」が第3章の4つの地区に分かれ、その基準として次の章に誘導されているので、テーマはここで1行びしっと書いてあり、ある程度説明できているのかなというのが私の解釈です。

この後の行為の制限に関する事項（案）のところでお話しになるとは思うんですけども、この景観計画でできることはその推奨と制限だと思います。

つまり、我々市民がこの計画に関してそれぞれの思いがありながら、小牧市はこうあるべきだ

という一つの目標に向かって、普段の生活の中、そして時々ある開発行為の中でこうあるべきだということが一つ一つ積み上がっていく。先ほどの植物をたくさん植えるではないですけども、景観のためによかれと思ってやることは、当然これにのっとった形でいろいろと工夫をしてもらうべきだと思います。

一方で、よく言われるのが広告、看板ですけども、最近はいろいろな場所で派手な広告、看板というのが景観を乱すものの最たるものとしてよく指摘される場所があると思います。

前回もお話した記憶がありますが、例えば、ファストフード店やコンビニエンスストアがあえてその街になじむような看板にされている。そういった工夫を、おのずとこれにのっとして、市に入る事業者にはやってもらいたいだとか、そういったところも一つの軸になるのではないかと思いを期待している次第です。

【瀬口会長】

行為の制限についてはまた後でありますね。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】

特にありません。よくまとまっている資料だと思いました。

【瀬口会長】

では私から。

資料2ページの図の道路軸についてですが、国道41号線が6車線化になった場合は、あれはもう都市の構造を決めるような小牧市の南北の軸じゃないかと、それを入れなくていいだろうかというのが気になるので検討していただければと思います。

これは高速道路だけ入っていて——細い線も軸に入っているんですね、強弱があるということで、41号線も入っているわけですね。

もう一つは、先ほど小牧ハイウェイオアシスの話がありましたが、あそこは結局車の乗り降りができるので、インターと同じ扱いになるように思います。資料ではインターのところは白抜きになっていますが、入っていないこともないのかな。

【木村委員】

入っていないです。

右側にあります、ちょうど緑と黄緑が境界になる辺り、この辺りがハイウェイオアシスのポイントになるはずですが、ここから下に下りている道も、実を言うと、少し途中で曲がっていたりしますが、この一番下はまだ計画状態で抜けていないところではあります。

一方で、上側の歴史街道のほうにも一応道らしきものはあるので、つないだほうがいいかなとは思っていますね。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

小牧東インターが上のほうにありますね、これも名称を入れたほうがいいと思いますが、今の

ハイウェイオアシスのところも、車がアクセスできるようになるわけですので、1つ白抜きの丸にして、あと、この名古屋高速道路もインターは市内には1か所だけですか。

【木村委員】

2か所あります。——あ、3か所ありますね。

【瀬口会長】

やっぱり表記があったほうがいいのかと。

一つは、インターからの景観をどういうふうにか考えるのかというのがやっぱり必要だと思います。車で乗ったり降りたりするときに、インターの周りが美しいところって気持ちがいいじゃないですか。あまり配慮していないところはやっぱり印象が薄いので、それをどうするかですね。ですので、まず表記があれば、そこをみんなどうしようかと議論になるので、入れていただくというのもいいかなと思います。

それから、もう一つ気になっているのは、資料1ページの「特徴ある景観を有するエリア」というところに、小牧山は当然ですけれども、中心市街地エリアがあるだけで、資料2ページでは、全駅前には白い丸がずっとついているだけです。立地適正化計画の中では、駅前がそれぞれ拠点になっていたと思いますが、その拠点についての景観というのはどうしたらいいのかということが議論の対象になるかもしれない。

地域の方が生活しようとする、そこに来てほしいという、生活の利便性でそういう計画にしたいというものですので、住んでいる方の合意があればね、少し景観のルールをつくりましょうということもあり得ると思います。

今2つしかないけれども、もう1つ、駅前の拠点とか、駅前じゃない地域の拠点もあると思うので、そこも入れるとか。

ハイウェイオアシスも25ヘクタールぐらいはあるわけじゃないですか。ちょっとした駅前ぐらいの面積ですので、そういう景観をできたら併せて配慮していただいて。小牧の入り口ですし、小牧市の印象がここを利用する人に影響されると思うので、小牧らしさを何か商工会議所のほうでも考えていただけるといいかなと。

岡崎の新東名のサービスエリア、あそこはなんとなく岡崎の雰囲気にしてあるかと思います。

サービスエリアそれぞれの個性を持たせるようにつくっているように思うので、配慮していただくようなことを市のほうも考えていますよという姿勢を示すといいのではないかと。そうすると企業も協力いただけるという感じがします。

ですので、ここの計画はよくまとまっていると思いますが、もう少しそういうところを加えていただくといいかなと思います。

【事務局（丹羽課長）】

会長がおっしゃられた市の入口の景観ですが、他市の方が小牧市に来て、少し統一性だとかそういうことがあると、小牧市はこういうことに力を入れているなということが少し分かってくるということですので、駅前やインターチェンジなどは、拠点という形でまとめられるか一度検討したいと思います。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

それから、もう一つ。

景観重要公共施設を考えるとときに、この道路軸、河川軸というのを景観重要公共施設にするかもしれませんが、そうすると2ページの図を見ながら考える必要があると思います。

先ほどの41号線などを景観重要公共施設にするとしたら、今入っている道路を全部するわけではなく幾つかを選ぶことになるかと思います。計画期間の中で。ですから、そういうことを意識しながらこの道路軸というのを整理しておいてもらう、どういうふうに整理していいか難しいですが。

河川のほうは、前回いろんな議論が出ていたかと思います。河川を景観重要公共施設にするなら大体どの辺なのか。そこは市民がゆったり歩けるようにするのか、少し座る場所をつくるのか。

要するに、景観重要公共施設になると、公共施設の整備のときに国や県の補助金を少し上乗せできる。そうすると高質化できる。質を高めることができるという意味で、その計画は市にとって重要なかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【木村委員】

私は逆に、特徴あるエリアは、小牧山エリア、中心市街地エリアに絞られたのかなと。私も、その地域のほうはお願いをした一人ですけれども、計画全体が本当に全て完成するとしたら、それなりにパワーが必要になるということで、今回、このエリアを絞られたのかなと思ひて解釈しておりました。

ただ、会長がおっしゃられるように、もっともっとという思ひはあつたほうがいいのかなと思ひます。

その中で、例えば先ほどの道路軸でいきますと、国道41号、下向きに矢印の部分は高速ということで兼ね合っているわけですが、上の部分に矢印があつたほうがいいのではないかという話になると、一般道と、県道と市道といろいろと混在していると思うのですが、国道を少し、155と41を際立たせるというお話になるのかなと思ひます。

あと1点、ハイウェイオアシスについては、市としては、まずはハイウェイオアシスができることを静観している状況かと思ひます。連携はしていますけれども、静観している状況なので、この計画にのせるのに少しためらいがあるのではないかというのが私の予想です。

もう1点、今の景観重要建造物、公共物ということで考えますと、私は、地元にあります清流亭の藤棚。今、木津用水の改修中で、とうとう藤棚を今年度中、春までに撤去するという。一度川底にあるやつを撤去するという状況ではあるのですが、将来的には、また市としては藤を管理するという方針は立っていますので、できれば、木津用水の西岸に当たる国の余剰地を活用して一体的な公園にしてほしいというのがあります。

とは思ふものの、木津用水は農業用水なんですね。なので、河川軸という部分からは外れている状況です。今選ばれているのが、巾下川と大山川と八田川ぐらいという状況なので、この辺は用水という観点で、川には入らないのかなというのが私の解釈です。

【瀬口会長】

用水は、尾張の中では非常に重要な水路ですよ。三河のほうではウエートが尾張とは違ふと思ひ

ます。そうすると、この地域を考えるとときに用水が重要だという認識があれば、別に河川にこだわる必要はないように私は思います。

ですので、河川軸とは書いてあっても、用水網の図がきちっと計画の中にあって、その用水網の中で今言われたような木津用水も、昔は名古屋の船、通船の水路としても使った歴史的な意味があるじゃないですか。そういうものは少し入れておくという考えはあると思います。

先ほどの景観重要公共施設になれば、もう間に合わないと思いますけれども、そういうときに公共を整備する側が配慮して、それぞれの用地のところに移設するようなことも議論できるだろう。

木村委員は議員ですので、予算のことも考えておられると思うんですけども、私は、景観とは市民がこういうふうにしようと思って、お金がなくても、一つのルールをつくって守れる範囲で守っていこうとすればいいわけですので、前回でも話があった田縣神社だって、その地域の方が景観のルールをつくって、建築協定みたいなもので自主協定みたいにしてやりましょうと。そのときに、この景観計画で市民の活動についても認定しますよとか、何かオーソライズするようなことがあれば、別に予算は大して要らないような気がします。

公共施設で道路を整備するとたくさん要りますが、住民の活動をサポートする。景観の活動に限らず、サポートするという姿勢が行政にあるわけだから、そういうのを入れていく可能性はあるかなと。

景観は柔らかい計画なのでね、ぜひお願いします。市民の意見をくみ上げて、よろしく願います。

【事務局（丹羽課長）】

現在の小牧市の都市景観基本計画の中にも、一応河川が描かれています。

今回示した河川軸というものは3本に絞られている形ですが、当然まだほかの河川も小牧市内にはございまして、一部、桜が咲くといったところもございまして、その辺は今後計画をまとめていく中でより深掘りしながら、次回以降、計画の中で皆様にご提示できたらなと思います。

【瀬口会長】

ありがとうございます。よろしく願います。

ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、今の皆様のご意見を入れていただいて。全体の骨格については、委員の皆様いいのではないかとありましたのでこれで進めていただいて、ほかに意見が出ましたことについても少し検討をしていただきたいと思います。

それでは次の、行為の制限に関する事項（案）についてであります。

説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

資料2をお願いいたします。行為の制限に関する事項であります。

先ほど説明しましたとおり、景観法では、景観計画区域内で建築行為等を行う際は原則届出が必要となっており、その対象となる行為や整備基準の案についてお示ししております。

なお、現在も市で定めた条例により同様の届出制度がございしますが、法律に基づかない市独自

の制度だったものが、今後、景観法の規定による届出になるというものであります。

1つ目として、大規模建築物等の新築等の届出であります。

景観に大きな影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物等について、沿道緑化の推進や地域特性と調和の取れた形態、色彩等の良好な景観の誘導を図るべく、基準を定めて届出対象といたします。

対象区域は、景観形成重点区域を除く市全域とし、対象となる行為は、高さが20メートルを超えるまたは延べ面積が2,000平米を超える建築物や工作物、また、面積が2,000平米を超える開発行為としております。

資料2ページをお願いいたします。景観形成基準についてであります。

届出対象となる行為については、この基準に適合させるよう事業者に指導できることとなっており、基準については、先ほど骨子で説明いたしました住宅地区、工業地区、田園地区、東部丘陵地区の4つの地区ごとに定めるものとしております。

まず、建築物の基準であります。

表の上から、建物配置は各地区の景観と調和の取れるよう配慮するとともに、住宅地区においては壁面線についても考慮するようにしております。

高さについては、周辺景観と統一感のある街並みの形成に配慮することとし、地区により、小牧山の眺望や東部丘陵のスカイラインの形成を意識することとしております。

意匠・形態、附属建築物、外構については、住宅地区、工業地区では、周辺との調和に配慮するとともに道路等から見えにくくするよう努めることとし、田園地区、東部丘陵地区では、自然景観との調和や統一感に配慮することとしております。

緑化につきましては、敷地内や壁面緑化を推進し、田園地区、東部丘陵地区では、周辺地区の植生に配慮することとしております。

照明につきましては、住宅地区、工業地区で設置する場合は、魅力ある夜間景観となるようにし、田園地区、東部丘陵地区では、最小限に努めるよう記載しております。

資料3ページをお願いいたします。

工作物、開発行為の基準となりますが、こちらも建築物と同様、周囲の景観と統一感のあるものになるように配慮し、東部丘陵地区では、併せて自然環境に配慮するように努めることとしております。

資料4ページをお願いいたします。

次に、景観形成重点区域における行為の制限についてであります。

小牧駅から小牧山につながる道路はシンボルロードとして整備が進められ、小牧山へ訪れる歩行者を導く重要な役割を担っております。また、道路沿いの一部は、現在の景観条例で都市景観形成重点区域に指定し、より重点的に良好な景観の保全を図ってきました。市のシンボルである小牧山周辺の良好な景観を維持するため、今後も引き続き本地区は景観形成重点区域とし、景観形成基準を定めて届出対象とします。

届出対象行為は、建築物の新築、改築等、工作物の新設や改造等、また、土地の区画形質の変更、木竹の伐採や植栽などとしております。

資料5ページをお願いいたします。

行為の制限についてですが、壁面後退についてや、屋根や外壁、工作物に対しての形状、色彩等は、周囲の景観と調和の取れたものにする内容になっております。

なお、先ほどの大規模建築物等の新築等の届出、及び今説明申し上げました景観形成重点区域における届出については現在も運用している届出制度になりますが、大規模建築物については地区ごとの基準とするなど、一部基準の内容に見直しをかけております。

以上で、行為の制限に関する事項についての説明とさせていただきます。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

今説明いただきました2番目の行為の制限に関する事項（案）について、ご意見をお伺いしたいと思います。

【萩原委員】

基礎的なことについて質問ですけれども。

しっかり調べてくればよかったですけど、この行為の制限に関して、これから景観法に基づく制限、届出制になってくるということですが、結局届出制ということで、何らかの形で市民がこの届出をすることになるとは思いますが、実際にその届出をしない人たちが仮にいたとして、そういう人たちに対してどのような措置があるのかということをもっと知りたいのが一つ。

また、この届出制は、仮に今後この景観法に基づいて運用されるとすれば、例えば小牧市内でどれぐらいの人が対象になると想定されるのか。仮にその想定が非常に大きくなれば、市民に対する周知というのが必要になってくると思います。そうしたことをこれからどのような形で周知していくのかということ、簡単な内容で結構ですので、教えてもらえればと思います。

【事務局（丹羽課長）】

まず、行為の制限に関する事項の罰則規定ですが、届出内容が制限に適合しないということがまず一つ考えられること。また、当然届出をしていない方がみえる場合には、市のほうが、勧告だとか命令という形でその対象者に対して出すことができます。

また、そういった勧告、命令に従わなかった場合は、景観法のほうには罰金等の罰則規定がございます。

今後の周知についてのご質問ですが、こちらは、当然、今後計画案を示していく中でパブリックコメント等も実施しながら計画を策定し、策定した後も、ホームページはもとより、定期的な周知等 PR しながら、こういった届出制度、また景観に配慮しながらやっていただくということを市全域に発信していきたいと考えております。

以上でございます。

【瀬口会長】

もう一つ。小牧市での年間の対象者。

【事務局（丹羽課長）】

年平均でいきますと、大規模の届出が年間30件ほどございます。

重点区域に関する届出に関しては年1～2件ということで、こちらのほうは、主に住宅地エリアでございまして、住宅の建て替えだったり浴道の店舗が改修されたりというところの届出とい

う形になります。

【中嶋委員】

こちらの届出ですけれども、例えば建築物だと、建築確認とかそういうところとは連動はしているのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

今のところ、連動という形で、自動的に建築確認を出すとそちらにも出してくださいという形にはなっていない状況ではあります。

【松浦委員】

ほかの市町ですと、建築確認を出す前に、その箇所で景観規制があればひもづけられているところが結構あります。全体ではなくて、その重点地域だけとか大規模だけはひもづけがされているっていう計画が多いと思われまので、せっかくなら、そういう風にひもづけしておいたほうが漏れはないかなという気はします。

【瀬口会長】

どうですか。

【事務局（丹羽課長）】

大規模建築等の場合ですと、開発の手続き関係で持ち回りという形で担当が確認に回ってきます。その際には都市計画課の窓口にも来ますので、届出が必要ですよということは当然チェックしている状況であります。

【瀬口会長】

おそらく今のご意見は、開発の窓口に来たときに、既に景観のほうは適合していますというのを持ってきたさいというふうにしていけば、ひもづくかと。

【松浦委員】

そうですね。

【瀬口会長】

それが、やっってくださいだと、はいはいで終わってしまう。そうすると役所の手間がかかり過ぎるので、手続上、これが終わったら来てください、それを確認すればいい。

建築確認は民間がやっているから、民間のところまでどうやってチェックするか分かりませんが、開発行為でチェックしているのでしたら、そこで連動はできますよね。

そういうシステムにぜひお願いしたいと思います。

【松浦委員】

住宅の場合でも、民間に出す場合でも、誰とどうやって、どういう了解をもらっているという

市基準の調書を出さないと受け付けてくれないというようなひもづけも、行政のほうから民間の検査機関のほうに出せばできるような気はしますので。

そうすれば手間が一つでも省略できると思います。僕らは面倒くさいから嫌ですけども。

【瀬口会長】

実効性という意味ではそういうふうになっていると、やっぱり民間の方も気をつけてくれるということだと思います。

【木村委員】

まさに同じようなジャンルの話でして、逆に、500 以下のような縛りのない届出だけで通っちゃう、そういった申請もあるかと思います。そこに関して、どう縛りをかけるのかというところですかね。

【瀬口会長】

2,000 平米ですからね。小さいのはどうするつもりだという、例えば 1,000 平米。

【木村委員】

重点地域はこれも対象ですけども、周辺の部分は理念はありますが、この理念は多分届かないですよ、家一軒の建て替えとかだと。

【瀬口会長】

1,000 平米というのは開発行為にかからないのですか。

【事務局（丹羽課長）】

敷地面積で今のところ分け隔てをしているような状況です。

【瀬口会長】

でも、コンビニだとかは 1,000 平米ぐらいですし、そうなるとスルーしてしまうので、そこはやれるといいかなと。500 平米はなかなか難しいかと思いますが。

【木村委員】

難しいですね。

【瀬口会長】

1,000 平米程度だと、そこが基準になっていたように思います。そうすると、そのところを適合するかどうか判断すると、年間今まで 30 件だったのが 60 件ぐらいになるのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

件数ですね。

一応小牧市の建築確認の総件数が、大体 600 件から 700～800 件という状況です。そのうちの 30

件ぐらいが、先ほどの届出が出てきている状況であります。

面積で 1,000 平米にするとどれだけという数値は持ち合わせていないですが、規模が下がってくれば、当然多くなるというのは想定されますので。

【瀬口会長】

実効性とマンパワーですね。あんまりたくさんだと人が必要だから。

でも、この景観形成基準というのは書式があって、書式に開発の人が書いてくる。それをチェックすればいいわけだから、年間 30 件といっても、月 3 件ぐらいのものじゃないですか。

中身を見ると、ほとんどが配慮するということが中心だから、制限になっていない。配慮事項ですので、その配慮事項に対して窓口でどう対応するかというのに幅があるかと思います。その配慮してという部分を確認してすつと行くのだったらほとんど何もしないですが、それを一つ一つチェックして、こうしたら、ああしたらと担当の人がやるのだったら、1 件 30 分ぐらいはかかるかもしれないけれども、1 件 30 分でも、年間 30 件だと 900 分ぐらいですので。その辺を判断してもらって、実効性とマンパワーを考えて、今の 2,000 平米でいいのか、1,000 平米にするのか。500 平米でもいいかもしれませんけれども。それで次回以降、やっぱり 2,000 平米だということであれば、そう説明をしていただいて、皆さんに了解をいただくというのがいいかと思います。

【事務局（丹羽課長）】

分かりました。今のところの範囲をもう少し検証しつつ、次回以降、皆様にお示ししながら意見を伺っていこうと思います。

【瀬口会長】

お願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。

【松浦委員】

例えばやすらぎみちなどで、住宅に関してもちゃんと制限を設けるといふか。厳しいところだと、屋根のトーンはどの程度までとか、外壁も玄関に真っ赤のドアはやめてほしいとか、そういうことまで細かく規定する地域もあるんですけど、小牧市の場合、そこまでは考えてみえないということですか。

【瀬口会長】

5 ページですね。

どうですか、今の質問。

「色彩は自由とするが、周囲の景観と調和の取れたもの」というので、真っ赤な建築が出てきたらこれは駄目ですねと言うんですね、きっと。

【松浦委員】

ドアだけが真っ赤とか。

【瀬口会長】

それは微妙かもしれません。

【松浦委員】

微妙なんですけど、他市の場合で、ドアが真っ赤はやめてくれと言われましたので。

【木村委員】

有名なところでいうと、吉祥寺の榎図かずおの「まことちゃん」の家も話題になったことがあります。

【瀬口会長】

裁判沙汰になって、榎図かずおさんが勝ちましたね。

【木村委員】

結果的には。

【瀬口会長】

それはどういうことかという、先にルールがなかったからということですよ。

【事務局（丹羽課長）】

やすらぎみち等の景観重点区域に関しましては、景観を守る会という地元の団体がございまして、そちらは景観団体として小牧市に登録されているのですが、届出が出てきますとそちらに審査をお願いしております。ですので、住宅でも周りの景観に配慮した形にしてほしいというような意見を届出者に返しながらかやっていく形になっております。

今後も、そういった形での運用をしていこうかなと考えています。

【松浦委員】

もう一つセーフティーガードがあるということで、分かりました。ありがとうございます。

【瀬口会長】

ほかにはどうでしょうか。

このやすらぎみちに関しては、地元の方と議論して、大体こういう形ってなっているのですね。

【事務局（丹羽課長）】

そうです。

【瀬口会長】

ですので、地元の方が大体合意できる内容になっていると。それを上乘せしようとする、それぞれの地域の住んでいる方の意識と関係してきますね。

中身についてどうでしょうか。大体よろしいでしょうか。

少し面積の要件でどうするかというご意見があって、形成重点地区に関しては現在1か所で、こういう中身で、比較的きめ細かく対応できていると。

この景観形成重点区域が今後増えるかどうかですよね。それが行政の姿勢かと思えますけれども、前回の神社ですとかも、また。

【木村委員】

ここのやすらぎみち、すばらしいんですよ。というのも、電柱が地中化されている。歩道の幅も、今の時代に合った歩道の幅に拡張されている。こういったことから市全域に重要な道ができると理想だなと思います。

まずはここをしっかりとつくり込んでもらって、全市域に波及されたら。何年先になるかわかりませんが、期待する次第です。

【瀬口会長】

100年先にはできているでしょうね。

行為の制限に関する事項について、ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

【萩原委員】

先ほどご説明いただきましたが、届出について、勧告、命令に従わなかった場合には罰金かもしれないということでして、罰則ペナルティーがあるということで予定するならば、市民に対する十分な丁寧な説明ってやっぱり必要になってくると思います。

先ほど、パブリックコメントとおっしゃっていましたが、小牧市のパブリックコメントで提出される意見は非常に少ないじゃないですか。ですので、むしろ積極的に市から市民に対して、こうした届出制がある、特にこの重点区域の市民に対してはしっかりとやっていく必要があると思いましたので、丁寧な、十分な周知をお願いしたいと思います。

【瀬口会長】

市民は、罰則、勧告があるような事項というのはどこにあるだろうかと見るわけですよ。ほとんど「配慮する」ですので、配慮しているって言ったら終わりになっちゃう可能性もあるわけですよ。

極端なものは、もう市民の良識があるので、もし強行しようとするとうるさがると思うのですが、普通にやっている場合、今のドアに少し色がついているというのも、勧告、罰則の対象にならないような気がします。

そういうものってほとんどないような気がするのですが、ありますか。

色の割合で外壁各見付面積が20分の1以下。先ほどのドアの色はアクセントカラーだから、それは5%以下だよというからクリアですよ。色彩ですかね、量的な制限があるのは。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。今言われたとおり、色彩のパーセンテージだとかを定めているのが、2ページの景観形成基準のところの真ん中あたり、色彩というところで、外壁の色調を制限している部分があります。

【瀬口会長】

それぐらいですので、やはり市民の良識に依存するわけです。

これを後押しするような施策を市が打てるかどうかということが次になるので。それも予算の問題だから、私は何とも言えませんけれども。

例えば緑化の例でいうと、道路際のところを緑化しましょうとあって、幹線道路沿いのところに緑化をしてもらおうとすると、それに対して少し助成が出るというふうにするかどうかというのが分かれ目なんですよ。

それをしているところもあります。幹線道路沿いの大規模施設について、道路際まで緑化してくださいね、敷地の何メートル以上を3分の1緑化してくださいと言ったら、少し補助金を出すというところもある。そうすると、補助金をくれるのだったらやろうかというところがあるので促進されわけです。

やるかどうかは別として、ですよ。そうすると、全市やるのは予算的に大変だから、景観的に重要なところだけはそうしましょう。市役所前の通りはそうしましょうとかね、そういうことを考えることはできると。それは後押しです。

ですので、今のこの計画は後押しじゃなくて、とりあえず皆さん協力してくださいねという、極端なことはやめてねということかと私は思います。だから、市民の方はあまり心配しないでいいということも、少し分かっておいてもらおうと。

どうですか、そういう理解でいいですか。

【事務局（丹羽課長）】

民地緑化の補助としては、愛知県で民有地緑化制度とかいうのがあったと思います。今でも工場など大規模なものについては、既存工場などでも補助金が出たかと思いますが、よりそういった、市民の方が少し手を出しやすくなるような施策等々があればということだと思います。

市のみどり公園課でも、昔、生け垣補助だとかありました。今はなくなっている部分もあるんですが、そういった部署と関連しながら、手を出しやすい施策があればいいかなとは思っているところではあります。

【瀬口会長】

そういう制度を活用していくという手もありますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

それでは、また気がいたら直接、会議終了後でもお伝えください。

それでは次の、3番目の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針について、案ではありますが、説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

資料3をお願いいたします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（案）についてであります。

景観重要建造物及び樹木とは、地域の景観上重要な建造物や樹木について、景観法に基づく指

定により、その維持、保全を図るものであります。指定されますと、その所有者に適切な管理義務が生じますが、相続税の特例などが適用できるようになります。

まず、景観重要建造物の指定の方針であります。歴史的または文化的価値の高さだけを問うものではなく、地域の良好な景観を守り育むという観点から価値を見出して指定するものです。このため、建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物なども対象とします。

指定の基準についてであります。公共の場所から容易に見ることができるもののうち、①として、歴史的景観に寄与しているもの、②地域の伝統的建築様式など造形の規範となっているもの、③地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているものの、いずれかに該当するものについて、所有者等の意向を聞きながら指定に努めることとします。

資料裏面をご覧くださいと思います。

次に、景観重要樹木の指定の方針ですが、建造物と同様、学術的な価値の高さを問うものだけでなく、樹高や樹形が特徴的で地域のシンボルとなっているなど、景観形成において重要であるものを指定の対象とします。

指定の基準については、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、①樹木自体やそれが存在する場所の歴史的価値や文化的価値の高いもの、②樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているものについて、所有者等の意向を聞きながら指定に努めることとします。

今後、建造物や樹木を実際に指定する際は、本計画に定めたこの指定方針に従い、審議会でも意見をお伺いしながら行っていく流れとなります。

なお、前回の審議会でも、景観資源となり得るものの詳細があるとよいとご意見をいただきましたので、参考資料として、景観資源となる建造物や樹木、公共施設などの一覧をつけさせていただきました。

また、同じく前回の審議会の折に、木村委員から、伊能忠敬による日本地図に上街道の記載があったとお話をいただいたものですから、そちらについても参考に配付しております。

以上、ご確認よろしくお願いたします。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

ただいま説明いただきました景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（案）について、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

参考資料にも非常にたくさん景観資源を出していただいておりますが、それを含めて、ご意見をお願いしたいと思います。

【木村委員】

景観資源一覧ということでたくさん出していただいて、なおかつ、再度になりますけれども、伊能大図も出していただいてありがとうございます。

実際に市として、景観重要建造物と景観重要樹木の指定に関してはどこまでを意図されているのか、お伺いしたいと思います。

【事務局（丹羽課長）】

今回の計画の策定に関しましては、まず基準までを策定したいという形で考えております。

【木村委員】

分かりました。

【瀬口会長】

基準まで作成して、候補は入れないということですね。そうすると、これは最終的な計画書の後ろに参考資料として入っていくイメージですか。それとも、それは入らないのでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

今後検討していきます。

【瀬口会長】

報告書なので、それを指定するというわけじゃなくても、こういうものがありますよというのは、もう少しこれを少なくして選ぶ手もあると思うのですが。どうしますかね。

【木村委員】

今はこの状態なのだと分かりました。

もともとそういう方針というお話だった。確かにそうだったと思います。

【瀬口会長】

それを今一步前に進めるのはどうかと。具体的に候補があればですけども。

たくさんあるということは今イメージがないかもしれないけれども、具体的にこういうのがありますよというのがあれば、やっぱりそれは少し顔が見えたほうがいいかなと思いましたが、あまりないでしょうか。

【木村委員】

予想される場所は、小牧山はまず入るだろうとか、そういうところでしょうか。

【瀬口会長】

小牧山の天守。建造物ですから、天守が予想されます。資料には入っていましたか。

【木村委員】

11 ページ。

【瀬口会長】

11 ページに小牧山があっても、小牧山は建造物じゃないですよ。小牧山じゃなくて、建造物ですとしたり天守になるのでは。

【松浦委員】

その前のページの一番下にあります。

【瀬口会長】

歴史館が載っていましたね。

【木村委員】

歴史のある重要建造物ですと、その上の創垂館もだと思えます。

【瀬口会長】

この2つですね、今可能性があるのは。創垂館はシンボルかどうかは分かりませんが。

どちらかという、やっぱりお寺の大きい屋根とか塔とか。五重塔とか三重塔とか。景観ですので遠くから眺望ができるような、集落の中の大きいお寺の屋根とか、そういうのがイメージされるんですけど、資料の中にあるかは分かりませんね。

【木村委員】

岸田家もありますし、小牧高校の正門もありますけれども、学校は入ったところにもう一つ古い建物もありますね。それは入っていないと思います。

【瀬口会長】

それはどうして入っていないのでしょうか。見えないからでしょうか。

【木村委員】

講堂でしたかね。

右手に1つありますよね。

【倉知委員】

小牧高校が昨年100周年であったので、もう少し早い時期にそういうお話があると盛り上がったかもしれません。

【瀬口会長】

そうですね。100周年。

【瀬口会長】

あとは、津島中学、今の津島高校。これは同窓会の資料館みたいにして使っている、それから卓球場みたいに使って活用しています。

小牧高校の講堂はどうですか。

【木村委員】

高校生が部活をやっています。

【瀬口会長】

部活をやっていますか。それではまだいいですね。使わないといけません。

小牧山歴史館がシンボルだから、1つ候補としてあって、小牧高校の講堂もここに入れることは可能ですかね。

【中嶋委員】

よろしいですか。

小牧山歴史館は、いろいろな問題がありまして。実は、史実に基づいていない建物だということで、例えば、文化財の側からすると、建て替えはないと言われているんです。

【瀬口会長】

そうですね。

【中嶋委員】

続くうちはいいのですが、大規模な補修などはできない状態になっているんですね、国の史跡の中で。ですので、書くのはあまり。表に出したくないというのが多分文化財側からするとあると思います。

【瀬口会長】

建て替えはできませんけど、資料がないわけだから現状維持でいけると思うんですよ。

同じものが金華山の岐阜城。あれも資料はない、物は建っている。物は建っているけれども、壊しちゃいけないと言うのは文化庁ですので、耐震補強計画をつくりましたよ。

【中嶋委員】

耐震補強もやりました。

【瀬口会長】

耐震補強ができるということは、鉄筋の老化も、今の技術をもってすれば中性化を防げますのでね。

【中嶋委員】

もともと歴史になかった形なので、あれは。昭和のイメージの天守。

【瀬口会長】

地域の方の考え方次第で、なくていいと思うのだったらもう壊してしまうし、岐阜のように史実ではないのだけれども、金華山みたいにやっぱりあったほうがよければ、小牧もそう考えるのであれば、努力をしてここに入れておく、景観重要建造物の指定で入れておくと。でも、将来取り壊すという姿勢になるのであれば入れる必要はないと思います。それはもう小牧の市民の方の考え方が重要になるかと思います。

【松浦委員】

歴史的な流れとして、中学校も市役所も、勝手に造ってしまったから移転したという経緯を考えると、歴史館もそういう運命にあるような気がして仕方ない。できれば、積極的には出さないほうがいいのではないかなという気はします。

【中嶋委員】

一応小牧市としては、これはすごく重要なものだから残したいというのが小牧市の方針で、それに向かって耐震補強もやりました。ただ、外側から見えるようなことは絶対にだめだとか、条件がいろいろついて非常に難しい状況ですね。耐震補強は終わっていますので、相当の間はもつと思います。

【瀬口会長】

外部は難しいですが、内部はできると思います。コンクリートだから。

セントレアに移る前に小牧空港を利用したときは、飛行機が下りてきてお城が見えると、ああ小牧だなと。あのお城がないと、ただの山だなという。何の山か全然分からないですからね、知らない人は。

【木村委員】

伐採できないぐらい、木が大きくなってしまっています。

【瀬口会長】

それは文化庁も考えが変わりました。無駄にジャングルみたいにすることは推奨していないので、それなりに、建物が見えるように剪定するとか手入れはできます。

【木村委員】

新しく植えたら怒られますね。

【瀬口会長】

それはそうです、それは現状変更ですから。

【木村委員】

これだけいろいろあって、我が地元のもので幾つ選ばれるか楽しみにしています。

【瀬口会長】

景観として選ぶので、大きいかどうかとか、地域の人にとってなじみがあるものになっているかどうかというのを、地域ごとに考えてみるといいと思います。

全市で考えると小牧山しかない。今のところ挙がってないわけですので。各地域で重要なものがあるかどうかというのを考えてもらって、それをどう指定するかはまた次の話になると思います。

【中嶋委員】

景観重要建造物に指定されると現状変更は許可が必要ということになるわけですが、どの程度が現状変更になるのでしょうか。

私、文化財のほうの担当をやっていたのですが、お願いしにいくと、大抵、そんなに現状変更があるのだったらお断りしますと言われることがすごく多いです。

特に樹木の場合、今指定になっているものの倍ぐらいの候補を挙げてお願いに行った経緯もあります。しかしながら、現状変更が厳し過ぎて同意が得られないというのがほとんどです。

ですので、リストに挙げるのはいいのですが、全然相談せずに挙げて、逆に反発がないかと心配します。

【瀬口会長】

大切にしようということの、まず意思表示ですので。指定するかどうかは、また手続があります。

今の心配された、景観重要建造物に仮にした場合でも、種類があるわけです。小牧のお城は国の史跡の中だから、現状変更は国マターです。それがオーケーになればオーケー。それ以外の景観重要建造物というのが候補として出てくれば、これはもう市の判断ですね。

【事務局（丹羽課長）】

はい。

【瀬口会長】

天然記念物についてどうかというと、天然記念物については、今幾つかリストにあるのを見ると、指定されているものが候補になっていますね。そうすると、それはもう指定先の制限がかかってしまいます。

【中嶋委員】

天然記念物の指定の現状変更は結構厳しいものがあるものですから、通常の管理の範囲内を超えるようなこと、例えば大規模な枝打ちをすとか、そういうことも現状変更になってしまうので、かなり厳しいです。ですから、ここでオーケーが取れていれば、多分こちらもいいと。

建造物なんかについても、文化財の指定の現状変更に対する許可というのは、例えば市のものについてもかなり厳しいので、それと同じ程度のことをやるのかなということが心配で。

【瀬口会長】

私の理解では、指定されていればそれは保全が担保されているので、景観重要建造物として指定する必要はないような気がします。私の意見ですが。

ここで書いていないけど、登録有形文化財の国の制度があつて、それで指定されたものが幾つありますか。幾つかあるとすると、それを景観重要建造物として重ねて指定するかという場合があり得ると思います。

その違いが何かというと、登録有形文化財はあまりお金が出ない。景観重要建造物に指定する

ことによって、市によって違いますけれども、耐震化だとか改修にお金を出しているところがある。ですのでメリットがあるんです。そうでなければ、やる必要ないです。それはもう文化庁や県にお金をもらってくださいとなるわけです。

天然記念物は専門外ですので分かりませんが。

指定された場合に何かメリットがあるかということですが、どんなメリットがありますか。相続のときに何かあるって、先ほど説明がありましたけれども。

【事務局（丹羽課長）】

建造物のほうに関しましては、相続税に関するメリットがあります。

樹木に関しましては、補助制度等は今のところございません

【瀬口会長】

精神的には大切にしてほしいということですね。

それで、指定されたものがなくなった例があるかという、あるんですよ。木が枯れてしまう。そうするともう駄目ですので、除外していくという例もあります。

【中嶋委員】

よろしいですか。

天然記念物に指定すると、もし枯れそうになったら調査をかけて何が何でも救おうとするのが天然記念物の考え方です。そうすると、よく古木で樹脂やなんかが詰め込んであったりしますが、調査をしてこういう措置がいろいろということ、残そうということ、やるんですね。そこまでのことはやらなくていいと思うのですが。

【瀬口会長】

やらないです。やってもいいですけど、やらない。

基本的には大切にしてほしいと。地域の方が大切にしているものだから。

ですので、候補はまだないわけですよ、天然記念物を挙げているだけで。これは一応保存ができているわけだから。

【事務局（丹羽課長）】

そうですね。小牧市を代表するような木や建造物を参考に挙げているだけというところです。まだ、これを候補としてやっていきますという段階ではないという状況です。

【瀬口会長】

ですので、天然記念物にまだならないようなもので、地域の人たちが大切にしているものを景観重要樹木に指定すると。そうすると、やっぱり少しオーソライズされて、地域の方もより大切にしてくれるのではないかということですね。

【事務局（丹羽課長）】

はい。

【瀬口会長】

新しいものもありましたね。20 ページです。新しい、新たな景観資源。

今出している理由としてはどう考えればいいですか。こういうのがありますよということか、景観重要建造物として指定しようということですか。

【事務局（丹羽課長）】

新しい資源を参考として挙げています。

こまきこども未来館とか中央図書館というのが、最近の建造物として挙げさせていただいている状況です。

【瀬口会長】

そういうことだそうですね。

近代建築物というのはどうですか。リストにはないのですが。

【中嶋委員】

話をさせていただいたことはありますが、いろいろ交渉していく、話をしていく中で、やっぱり駄目ということになりました。

【瀬口会長】

それはもうしょうがないですね。

景観重要建造物でどうですかという手はありますが。

相続税に少し配慮がありますよって。

【事務局（丹羽課長）】

相続税と、ついてくる規制などの足かせといった部分との比較にはなってくるので。

【瀬口会長】

本当に壊したかったら、登録有形文化財でも壊せますからね。でも、本当は文化庁はものすごく嫌がる。ですので、本当はちゃんと残すという確認を取ってやっていますので。

小牧市の古い公文書もあまり残っていませんでした。戦前のもないし、ということは、戦後もあんまりないんだなと。

【中嶋委員】

役場が火事になっていますので。昭和 20 年代ぐらいかな。ですので、古い文書はほとんど残っていないんですよ。小牧町についてですね。

【瀬口会長】

そう、小牧町というのも、ホームページを見ると歴史が載っていませんでした。小牧市以降しか。よく分かりませんでした。

【木村委員】

郷土史が残っていないと、ウィキペディアに残す人もいないですよ。

【瀬口会長】

そうです。やっぱり皆さん関心があるところは、誰かが書いて、それをまたみんなが関心を持ちますので。指定する、しないに限らず、歴史はどこかで残ったほうがいいなと私は思います。

今の景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針については、方針ですので、この今書いてある指定基準ということによろしいですか。

よろしいですね。

【一同】

はい。

【瀬口会長】

あと、どういうものを選ぶかは、また今後いろいろ、今日のご意見を参考にして準備していただきたいと思います。

それでは、議題の3つが終わりましたので、日程の3、その他でございます。

事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局（馬庭係長）】

その他といたしまして、2点ご連絡させていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。その後、瀬口会長及び本日の議事録署名者でありますお二人にご署名いただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

2点目としまして、今後の審議会の開催予定でございます。

今年度の会議につきましては、今回が最後となります。次回につきましては、来年度の夏頃を予定しております。その際、計画案をお示ししていく予定でありますので、よろしくお願いいたします。日程が決まりましたら、開催通知を郵送させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

【瀬口会長】

はい、ありがとうございました。

全体を通して何かありましたら、お伺いする時間が10分ぐらいありますけれども、よろしいですね。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了といたします。

これをもちまして、令和5年度第3回の小牧市都市景観審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。